

## 承認第2号

### 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：税務課】

令和5年度の地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、令和5年4月1日から施行される内容に関し、本条例において所要の改正を行うものであります。

#### 1. 主な改正内容

##### (1) 個人町民税

- ① 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限の延長

適用期限を令和8年度まで3年延長する。

【付則第17条の2の改正規定】

##### (2) 固定資産税

- ① 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の創設

マンションの管理の適正化の推進に関する法律に規定するマンションのうち、大規模修繕等が行われた特定マンションに係る区分所有の家屋について、工事が行われた年の翌年度の固定資産税を3分の1減額する。

【付則第10条の2及び10条の3の改正規定】

##### (3) 軽自動車税

- ① 種別割のグリーン化特例の延長等

燃費性能等の優れた軽自動車（新車に限る）を取得した日の翌年度分の税率を軽減する特例措置について、段階的に重点化したうえで3年延長する。

【付則第16条の改正規定】

##### (4) その他法令の改正による条文整理等所要の改正

#### 2. 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

(2) 経過措置

- ① 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の斑鳩町町税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例によります。
- ② 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例によります。
- ③ 新条例付則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例によります。